令和４年度　練馬区立谷原中学校

学校いじめ防止基本方針

平成２６年5月策定

平成２８年度　改訂

練馬区立谷原中学校

１　いじめ問題に対する基本的な考え方

（１）谷原中学校の基本姿勢

いじめは、それを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その命や心身に重大な危険を生じさせる許されざる人権侵害である。

いじめはどの学校にも起こりうるとの認識の上で、豊かな心の育成に留意し、いじめが発生した場合には、被害者を守り問題の解決に向けて全職員体制で取り組む。

（２）対応方針

①全職員が「危機意識」を持ち、日常的にいじめの未然防止に向けた教育活動（リスクマネージメント）を実践し、いじめが発生した際の適切な対応（クライシスマネージメント）を「当事者意識」を持って行う体制を築く。

②一部の職員が問題を背負うことのないように組織的、機動的な対応ができるようにするため「学校いじめ対策委員会」を設定し、役割分担を明確にする。その機能維持のためにも関係機関との連携関係を日常の中で保てるように努める。

③保護者や地域からの理解協力を強化できることを目指し、日常からの信頼関係の構築に努め連携を深める。

（３）「学校いじめ対策委員会」

①構成

校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員・特別支援コーディネーター・いじめ対策推進教員からなる編成を基盤とし、状況に応じてＰＴＡ役員会・父親の会・谷原地区青少年育成委員（北原校区委員会）・民生児童員・家庭支援センター・警察等の協力を設定する。

②役割分担

基本構成（役割）

・管理職	（指示・外部折衝）
・生活指導主任	（集約・指示）
・学年主任	（情報収集・生徒対応）
・養護教諭	（生徒対応）
・スクールカウンセラー	（助言・ケア）
・心のふれあい相談員	（心のケア）
・特別支援コーディネーター	（助言）
・いじめ対策推進教員	（助言）

支援 ←

＜保護者＞
・ＰＴＡ（役員会・現役・ＯＢ）
・父親の会（現役・ＯＢ）
＜地域＞
・地区青少年育成委員
・民生児童委員　・学校評議委員
＜関連機関＞
・家庭支援センター
・警察　他

２　いじめの認知

（１）「心身の苦痛を感じているもの」と限定して考えないこと。

・事実上いじめであっても、本人がそれを否定する場合がある。
・事実上いじめであっても、心身の苦痛に至らなかったり、インターネット上でのように被害者本人が気付かない場合もある。
・相手の好意から行った行為が意図せずに本人にとっては、心身の苦痛を感じてしまう場合もある。

判断が一個人で難しいいじめの認知は、「学校いじめ対策委員会」を活用して行う。

（２）具体的ないじめの様態例

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われたり書かれたりする。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや通信モバイル等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

（４）いじめの理解

いじめは、どの学校やどの子にも起こりうるものである。「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が被害も加害も経験する。たとえ「暴力を伴わないいじめ」であっても孤立させられた者へ多くの者から集中的に行われることで、生命または身体に重大な危険を生じさせる可能性が高い。

いじめの人間関係は、加害・被害の二者関係だけでなく、それをおもしろがる立場や関わりを避け傍観する者がいじめを助長させることにも重視しなくてはならない。

それらを踏まえて学校職員は、いかなる場面においても生徒の心の育成に努め、いじめを「しない・させない・許さない」心情を育む。そして、いじめ発生の際には、すべての職員が当事者意識を持って臨み、組織的な連携体制の中でその解決に努める。

（５）段階的ないじめ対応

いじめ防止にあたり、現状の進行を４段階に分け、それぞれに相応しい対応を行う。

「未然防止」→「早期発見」→「早期対応」→「重大事態への対処」

３　段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止

①組織的取組の定着

「学校いじめ対策委員会」は、必要に応じて招集をかけるが、谷原中学校では、週に１時間「生活指導部会」と「特別支援委員会」（管理職・特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員・各学年代表による構成）の時間を設定している。その中で気になる生徒の情報交換を行い、学年を超えて教職員が共通理解をもつと共に、指導・支援の方法を話し合う機会を設ける。

②年間の教育活動を通した「豊かな心の育成」

・ふれあい月間の活用（いじめ防止強化期間としてアンケートの実施や学級活動を実施）
・情報モラル講習会（ネットいじめ等）
・道徳授業の充実と地区公開週間の活用
・人権教育プログラムの活用
・臨海や林間等の移動教室（思いやりやコミュニケーション力の育成）
・その他行事及び日常の生活や授業での指導
・「SNS 谷原中ルール」を示し、インターネット上のトラブルの未然防止を図る枠組みを整えるとともに、学校および家庭と連携して児童生徒および各家庭の主体的なルール作りを推進する。　等

③教職員の指導力向上機会の設定

・校内外における研修機会（カウンセリング、不適切な指導、情報モラルや服務　他）の設定
・生徒理解のための校内研修の実施
・「生活指導方針」「危機管理マニュアル」を活用した日常からの生徒管理意識の定着化

④生徒の主体的な取組への支援

・生徒会の取組：昼休みの全校レクリエーション、あいさつ運動、特別支援学級との交流給食やレクリエーション、愛のはがき運動、ユニセフ募金、３年生を送る会、やわらの輪を広げようキャンペーン他

⑤保護者、地域、関連機関との日常的な連携

・生徒の保護者への日常的な連絡体制を定着させる。
・保護者会、ＰＴＡ役員会、各種ＰＴＡ委員会に必ず教職員が関わるように努める。
・父親の会の活動を通して、保護者同士・保護者と教職員との連絡体制を深める。
・地区育成委委員会や民生児童委員、保護司会、警察署、家庭支援センター等関連機関や地域との連絡を密にする。

（２）早期発見

①定期的な実態把握

・ふれあい月間でのアンケート等の実施

・教職員の情報交換（週１回の生活指導部会や特別支援委員会）

・情報整理とファイリング（含ネットいじめ）

②教育相談の充実

・スクールカウンセラーの活用（全員面接、開室日の状況報告）

・心のふれあい相談員の活用

・生徒と教職員との信頼関係の構築（日常での心のつながり、二者面談の実施）

③保護者、地域との連携

・学校だよりやホームページを通して開かれた学校としての姿勢を示す

・家庭訪問、三者面談、保護者会の充実と日常からの連携

・地区育成委員会での情報交換

・保護司会による保護者対象講演会の実施

（３）早期対応

「学校いじめ対策委員会」

①対応方針の策定　：全体による共通理解の上で適切な対応策を立て、取り組む。

②役割分担の明確化：被害生徒の支援、加害生徒への指導、他生徒への支援および指導、情報集約、外部折衝、保護者対応等の確認

③被害生徒への対応：被害者を守るという基本姿勢で事実関係の聴取と支援（心のケア）等を進める。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の支援も状況に応じて行う。いじめの事実を伝えた生徒に対しても同様の保護を行う。

④加害生徒への対応：深く反省し、繰り返させないことに主眼を置き毅然とした姿勢で保護者も交えて指導を行う。理解の度合いに応じて適切な対処法に切り替えるための判断は、「対策委員会」を主体に行う。

⑤周囲生徒への対応：傍観的態度やいじめを助長する集団的要素の排除を個別指導や学級活動、学年集会等を通して徹底させる。

⑥教育委員会、関係機関との連携：事実報告、情報提供と状況に応じた支援の要請。

⑦保護者、地域との連携：状況に応じてＰＴＡや民生児童委員等への情報提供と支援（見守り等）の要請。

⑧事後の対応と見守り：再発や繰り返しを避けるための指導と情報収集。

（４）重大事態への対処

「重大事態」

・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
・相当の期間学校を欠席（年間３０日を目安）することを余儀なくされている疑い
・生徒本人や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという訴えがあったとき

教育委員会への報告義務がある

①被害生徒（保護者）への対応
・最悪のケースを回避するため見守りを間断なく行う。
・職員間での情報交換を最低でも始業時と終業時には行う。
・協力姿勢を持つ生徒の身柄を保護するとともに、その生徒との連携体制を築き、日常生活での情報提供や可能な範囲での支援を依頼する。（複数が望ましい）
・スクールカウンセラーや子ども家庭支援センターとの連携による、精神的、社会的な支援やＰＴＡ役員会や父親の会との連携も通して、本人のみでなくその背景にある家庭の保護にも努める。

②加害生徒（保護者）への対応
・加害内容や本人の認知、反省、再発への可能性等の諸条件によって対応の方法を審議の上で次のようないずれかの段階に定める。犯罪に触れるケースもあり、保護者の責任も重大であるという認識を求める。

「別室による学習の実施」→「懲戒、出席停止」→「警察への相談、通報」

・加害的立場となった原因の究明を行い、状況に応じた支援（ケア）を行う。

③教育委員会、関連機関との連携
・いじめの重大事態が発覚した時点で速やかに教育委員会に報告する。
・いじめ防止対策推進法第２８条　第3項に基づく調査
・警察通報の段階又は、それに近い対応段階では、その後の指導にも関連する可能性があるので家庭支援センター、児童相談所への情報提供を状況に応じて行う。

④保護者、地域との連携
・状況に応じてＰＴＡや民生児童委員等への情報提供と支援（見守り等）の要請。
・緊急保護者会の設定。→人権上の配慮、打ち合わせ、準備を慎重に行う。

４　いじめ防止取組の点検と改善
・「学校いじめ防止基本方針」の機能について点検再編
・学校評価、関係者評価からの反省と改善
・「いじめ」に関する定期的な調査